

7 鉱区税に関する調

区分	総 鉱 区		左 の う ち 非 課 税 鉱 区		課 税 対 象 鉱 区		調 定 額 (千円)		
	件 数	面 積 又 は 延 長 (百アール)	件 数	面 積 又 は 延 長 (百アール)	件 数	面 積 又 は 延 長 (百アール)			
砂鉱を目的とし ない 鉱業権の鉱区	試掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区以外	5	987	0	0	13	3,107	481
		石油又は天然ガス鉱区	0	0	0	0	0	0	0
	探掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区以外	109	14,923	1	4	110	15,419	6,108
		石油又は天然ガス鉱区	0	0	0	0	0	0	0
砂鉱を目的 とする鉱業 権の鉱区	法第180条第1項第2号に規定する鉱区	0	0	0	0	0	0	0	0
	法附則第13条の規定の適用を受ける鉱区	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	114		1		123		6,589	

8 狩猟税に関する調

区分	税 率	狩 猟 者 登 録 総 件 数	調 定 額 (千円)	
狩	所得割額の納付を要する者	-	756	7,195
	① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4	0	0
	② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4	0	0
	③ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	635	5,207
	④ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	1	8
	⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	120	1,980
	所得割額の納付を要しない者	-	209	1,248
	⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4	0	0
	⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4	0	0
	⑧ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	190	1,045
⑨ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2	1	5	
⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	18	198	
課税免除	-	408		
⑪ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	361		
⑫ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	47		
猟	所得割額の納付を要する者	-	11	53
	⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	0	0
	⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	0	0
	⑮ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	9	37
	⑯ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	0	0
	⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	2	16
	所得割額の納付を要しない者	-	2	9
	⑱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0
	⑲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0
	⑳ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	1	3
㉑ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	0	0	
㉒ 上記に該当しないもの	5,500円	1	6	
課税免除	-	3		
㉓ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	1		
㉔ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	2		
税	所得割額の納付を要する者	-	1,415	6,880
	㉕ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	0	0
	㉖ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	0	0
	㉗ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	1,142	4,682
	㉘ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	10	41
	㉙ 上記に該当しないもの	8,200円	263	2,157
	所得割額の納付を要しない者	-	401	1,178
	㉚ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0
	㉛ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0
	㉜ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	366	988
㉝ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	1	3	
㉞ 上記に該当しないもの	5,500円	34	187	
課税免除	-	761		
㉟ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	723		
㊱ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	38		
関	所得割額の納付を要する者	-	88	279
	㊲ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0
	㊳ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0
	㊴ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	19	
	㊵ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	0	
	㊶ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	36	97
	㊷ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	0	0
	㊸ 上記に該当しないもの	5,500円	33	182
	① ~ ⑬ の 合 計	-	4,054	16,842